

入 札 公 告

令和8年 8月26日

木曽町長 加 藤 真 和

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び木曽町財務規則（平成17年規則第34号）第106条の規定により公告します。

記

1 入札対象工事

工事番号	66	工事担当課	環境水道課
工事名	令和8年度 南宇山導配水管布設替工事		
工事場所	木曽郡 木曽町 福島 南宇山		
工事概要	導配水管布設工（2条並列配管） 配水管 HPPE φ150 L=58.6m 導水管 DIP-GX φ150 L=62.1m		
工事完成期限	令和9年 2月26日（金）		
工期	契約の日から工事完成期限の日まで		

2 入札に参加できる者の条件

○木曽町建設工事競争入札参加資格者名簿の登録業者に限る。

工事の種類	土木一式（水道施設含む）工事		
区分	木曽町 A・B 級	地域貢献評価点数	50点以上
配置技術者	(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者を当該工事に適切に配置できること。 (2) 他の工事を受注したことにより、予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちに入札を辞退するものとする。 (3) 参加申請時の予定技術者は、原則契約時に変更できない。		
その他	木曽町事後審査型一般競争入札試行要領第3条第2項及び第3項に該当する者でないこと。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者 (2) 木曽町建設工事等入札参加資格に係る指名停止要領（平成17年木曽町53号）第1条の規定による指名停止を受けている者 (3) 対象案件に係る設計業務の受託者 (4) 町税及び水道料等を滞納している者 (5) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第2項及び第3項に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者 (6) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者		

3 入札の日程等

入札参加申請	＊ 受付期間 令和8年 8月26日から令和8年 9月16日（水） ＊ 提出が必要な書類 木曽町事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第3号） ＊ 受付場所及び時間 木曽町役場 本庁 総務課管財係 午前8時30分から午後5時 ＊ 郵送による場合は、期限必着とする。 なお、郵送による場合は、「入札参加申請書在中」と記載し、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。 受付印を押した参加申請書の写しを交付します。
設計図書等の配布	次のいずれかの方法により入手するものとします。 (1) 指定店の木曽オールプリントによる有償頒布 電話0264-21-3166 木曽町福島6916番地 (2) インターネットサイトからのダウンロード（ファイルは無償） 設計図書の要求をメール送信してください。ダウンロードサイトのURLを記載したメールとログインパスワードを記載したメールを送信します。 送信先メールアドレス nyusatsu@town.kiso.lg.jp ① メール件名は、【公告第__号】事後審査型 設計図書要求とし、__部分は本件入札の公告番号としてください。 ② メール文の中に会社名、担当者氏名、電話番号、工事名を記載してください。 ③ このメールアドレスでは質問の受け付けはしません。 ※ 入札当日、(1)の場合は入札用設計図書購入申込書兼購入確認票を、(2)の場合は町から送信された設計図書等ダウンロードサイトのメールを印刷した書面を持参すること。
設計図書等に関する質問受付	設計図書等に対する質問がある場合は、質問を記載した書面をファクシミリにより送信してください。 〔送信先〕 木曽町役場 総務課管財係 ファクシミリ 0264-24-3600 質問受付期間 令和8年 8月26日から 令和8年 9月15日（火）午後5時までに到着したもの
質問への回答	令和8年 8月26日から令和8年 9月16日（水）までに質問者へファクシミリで回答を行い、または、木曽町ホームページに掲載します。
入札日時・場所	日 時 令和8年 9月18日（金）午前 9時30分 場 所 木曽町役場本庁 大会議室 開札についても同時に行ないます。

4 入札事項

入札事項	(1) 入札参加申請書の提出及び設計図書等購入確認票を確認し入札参加者とする。 (2) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を必ず提出すること。内訳書を提出しない者は入札することができない。 (3) 最低制限価格の設定 有（木曽町最低制限価格制度実施要綱） (4) 木曽町事後審査型一般競争入札要領、木曽町入札心得を遵守する。
入札保証金	木曽町入札心得第2条による
契約保証金	木曽町入札心得第10条（A）による
前払い金	契約金額の10分の4以内として前払いできる。
部分払い金	木曽町財務規則の規定の範囲内で部分払いをすることができる。

5 落札者の決定

- (1) 入札参加資格の確認及び落札者の決定は、開札後に行います。（事後審査）
- (2) 予定価格の範囲内で最低価格の者（低価格により失格の者を除く）から入札参加資格要件審査申請書を入札翌日から2日以内に提出を求め、要件を満たした者1人を落札者と決定する。要件を満たさない場合は順次入札価格の低い順に行う。
- (3) 落札者は要件審査申請書の提出から3日（休日を含まない。）以内に決定し落札者に電話又はファクシミリにより通知する。入札参加資格要件不適格と認めた場合は通知書（様式第6）により通知する。
- (4) 入札参加資格要件不適格の場合、通知のあった日の翌日から3日以内（休日を含まない。）に町長に対し理由について書面により説明を求めることができる。
- (5) 町長は質問書を受け取った翌日から3日以内（休日を含まない。）に回答書により回答するものとする。
- (6) 入札の結果は公表する。